

平成 31(2019)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に 係る法人事業税の税率について

平成 31 年度税制改正における地方税法等の改正により、平成 31(2019)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税の税率の改正が行われました。

これを受けて、東京都では、施行日(平成 31(2019)年 10 月 1 日)までの間に開かれる東京都議会定例会に、法人事業税の税率(超過税率)を改める東京都都税条例の改正案を提案する予定です。改正案については、改めて東京都主税局ホームページ等でお知らせします。

なお、地方税法で定められた税率(標準税率)は、次のとおりです。

区分	法人の種類	所得等の区分	税率 (%)		
			平成31 (2019) 年10月1日以後に開始する事業年度		
			標準税率	超過税率	
所得を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	適用軽減税率 年400万円以下の所得	3.5	※
			年400万円を超え年800万円以下の所得	5.3	※
		年800万円を超える所得	7.0	※	
		軽減税率不適用法人			
	特別法人 〔法人税法別表三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人〕	所得割	適用軽減税率 年400万円以下の所得	3.5	※
			年400万円を超える所得	4.9	※
	軽減税率不適用法人				
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人	収入割		1.0	※
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)〕	所得割	適用軽減税率 年400万円以下の所得	(0.4)	※
			年400万円を超え年800万円以下の所得	(0.7)	※
		年800万円を超える所得	(1.0)	※	
		軽減税率不適用法人			
	付加価値割		-	※	
	資本割		-	※	

()内の標準税率は、東京都での適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額の計算に用います。

※超過税率の改正案は、改めてお知らせします。

また、平成 31(2019)年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の法人住民税法人税割については、平成 28 年度税制改正により、次のとおり、税率が変更されます。

区分	税率 (%)	
	平成31 (2019) 年10月1日以後に開始する事業年度	
	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率
23区内に事務所等がある場合	7.0	10.4
	(道府県民税相当分1.0+市町村民税相当分6.0)	(道府県民税相当分2.0+市町村民税相当分8.4)
市町村に事務所等がある場合	1.0	2.0